

議案第4号

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部を改正する規則について

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成19年7月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則(昭和50年沖縄県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「もつて」を「もって」に改める。

第13条第1項中「2週間前」の次に「(急を要するやむを得ない理由があると所長が認める場合であつては、前日)」を加える。

第14条の2第1項第1号中「以下同じ。」を削り、「その引率者又は児童生徒が主たる構成員となる団体が」を「その引率者が教育課程に基づく教育活動として」に改め、同条第2項中「前項第4号」を「前項」に改める。

第17条第3号中「よつて」を「よって」に改める。

第19条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第13号様式)

沖縄県立 少年自然の家使用許可申請書

年 月 日

沖縄県立 少年自然の家所長 殿

使用団体名

団体所在地

団体代表者氏名

電話:

印 FAX:

引率責任者氏名

電話:

FAX:

次のとおり施設を使用したいので、許可されるよう申請します。

使用団体所属	①学校関係 幼稚園 小学校 中学校 高校 特別支援学校 大学 その他( )								
	②社会教育関係 ( )								
	③その他 ( )								
研修会名									
研修目的	学習・会議 宿泊訓練 レク・スポーツ活動 文化活動 野外活動 リーダー研修 オリエンテーション その他( )								
使用期間	平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時 (泊日)								
使用施設	宿泊室 キャンプ場 研修・訓練室 プレイホール グラウンド 野外炊飯場 ピロティ その他( )								
研修室等の 使用時間数	研修・訓練室:	時間	グラウンド:	時間	野外炊飯場:	時間			
使用人数等	月 日	計	児童・生徒	一般・学生	宿泊形態		食事(場所等)		
		男	人	人	児童・生徒	一般・学生	朝 人( )		
		女	人	人	宿泊室	人	人	昼 人( )	
	月 日	計	人	人	人	キャンプ場	人	人	夕 人( )
		男	人	人	人	児童・生徒	一般・学生	朝 人( )	
		女	人	人	人	宿泊室	人	人	昼 人( )
	月 日	計	人	人	人	キャンプ場	人	人	夕 人( )
		男	人	人	人	児童・生徒	一般・学生	朝 人( )	
		女	人	人	人	宿泊室	人	人	昼 人( )
	月 日	計	人	人	人	キャンプ場	人	人	夕 人( )
		男	人	人	人	児童・生徒	一般・学生	朝 人( )	
		女	人	人	人	宿泊室	人	人	昼 人( )
	月 日	計	人	人	人	キャンプ場	人	人	夕 人( )

使用料 円(免除申請  なし  あり→第3号様式)

内訳	児童・生徒			一般・学生			小計
	300円/1人/1泊	人泊	円	600円/1人/1泊	人泊	円	
宿泊室	300円/1人/1泊	人泊	円	600円/1人/1泊	人泊	円	円
キャンプ場	150円/1人/1泊	人泊	円	250円/1人/1泊	人泊	円	円
研修・訓練室	150円/1時間	時間	円	350円/1時間	時間	円	円
プレイホール	350円/1時間	時間	円	700円/1時間	時間	円	円

県証紙はりつけ欄（免除の許可を受けようとするときは、第3号様式にはりつける。）

- 備考1 選択肢がある欄については、該当するものを○で囲んでください。  
 2 プレイホールは体育館、大研修室、大講堂を含む。  
 3 研修室等の使用時間数には、使用期間全日程の総時間数を記入する。  
 4 使用人数等の宿泊形態欄には、宿泊室・キャンプ場別に内訳を記入する。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第13条関係）

沖縄県立 少年自然の家使用料免除申請書

年 月 日

沖縄県立 少年自然の家所長 殿

申請者  
住所  
団体名  
代表者氏名  
電話

印

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則第14条の2第2項の規定に基づき、次のとおり沖縄県立少年自然の家の使用料の免除を申請します。

研修会名							
研修目的							
使用期間	平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時 (泊日)						
免除を受ける理由	管理規則第14条の2第1項第 号による		当初使用料	円 (1)			
参考事項、その他							
免除申請額	円		免除決定額	※ 円 (2)			
内訳	児童・生徒			一般・学生			小計
宿泊室	300円/1人/1泊	人泊	円	600円/1人/1泊	人泊	円	円
キャンプ場	150円/1人/1泊	人泊	円	250円/1人/1泊	人泊	円	円
研修・訓練室	150円/1時間	時間	円	350円/1時間	時間	円	円
プレイホール	350円/1時間	時間	円	700円/1時間	時間	円	円
納入すべき使用料 ( (1) - (2) )	※		円				

県証紙はりつけ欄
----------

備考 ※印は記入不用。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の沖縄県少年自然の家の管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものから適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。

1 件名

沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

(1) 経緯

少年自然の家の施設使用料は、沖縄県立教育機関使用料徴収条例（以下「条例」）第2条の規定により平成15年7月1日から徴収している。

しかし、条例第4条の規定を受けて沖縄県立少年自然の家の管理に関する規則第14条の2第1項第1号の規定により、児童生徒及びその引率者又は児童生徒が主たる構成員となる団体が使用する場合は免除としている。

(2) 必要性

施設には老朽箇所が数多くあり、安全な施設運営のためには修繕に係る予算が必要となっているが、県の厳しい財政状況の中にあっては、修繕や管理運営費等の確保が困難な状況であるため、受益者負担の原則及び負担の公平性の観点から関係条項の改正が必要である。

3 改正案の概要

(1) 使用者は、施設を使用しようとする日の2週間前までに使用許可申請書を提出することとしているが、急な使用に対応するため関係条項を追加する。

(2) 教育課程に伴う学校行事で使用する場合を除き、児童・生徒からも使用料を徴収する。

(3) 免除を受けようとするときは、免除を受けようとする理由に関わらず使用料免除申請書を提出することとする。

(4) 規則の施行は、平成20年4月1日とする。

(5) 改正後の規定は、規則の施行の日以後に申請を受理したものから適用し、施行の日前に申請を受理したものは従前のおりとする。

(6) 規則の一部改正に伴い第1号様式及び第3号様式を一部変更する。

(7) 第10条中「もつて」を「もって」に、第17条第3号中「よつて」を「よって」に、第19条中「終わつた」を「終わった」に改める。

4 関係各課との調整状況

総務課及び財務課、総務部総務私学課と調整済み

5 添付資料

(1) 新旧対照表

沖繩県立少年自然の家の管理に関する規則（昭和50年沖繩県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（休所日）</p> <p>第10条 少年自然の家<small>の</small>休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する休所日が定期休所日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認められた場合は、開所することができ</p> <p>第11条・第12条（略）</p> <p>（使用の手続等）</p> <p>第13条 前条の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日の2週間前（急を要するやむを得ない理由があると所長が認める場合にあっては、前日）までに、使用許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用許可は、使用許可書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>3 使用許可書は、使用当日これを所長に提示しなければならない。</p> <p>第14条（略）</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第14条の2 沖繩県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖繩県条例第37号）第4条</p>	<p>第1条～第9条（略）</p> <p>（休所日）</p> <p>第10条 少年自然の家<small>の</small>休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号に規定する休所日が定期休所日に当たるときは、その日の後日において最も近い休所日でない日をもって、これに替えるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、所長が特に必要と認められた場合は、開所することができ</p> <p>第11条・第12条（略）</p> <p>（使用の手続等）</p> <p>第13条 前条の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合は、その最初の日の2週間前までに、使用許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 使用許可は、使用許可書（第2号様式）を交付して行うものとする。</p> <p>3 使用許可書は、使用当日これを所長に提示しなければならない。</p> <p>第14条（略）</p> <p>（使用料の免除）</p> <p>第14条の2 沖繩県立教育機関使用料徴収条例（昭和47年沖繩県条例第37号）第4条</p>

の規定により使用料を免除することができるときは、次のとおりとする。

(1) 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。）及びその引率者が教育課程に基づき教育活動として使用する場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が使用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に使用する場合  
(4) 前各号に定めるもののほか、所長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料免除申請書（第3号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 第15条・第16条（略）

（許可の取消等）

第17条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は少年自然の家の管理上特に必要があるときは、許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第15条の規定に違反したとき。  
(2) 第16条の規定に違反したとき。

(3) 不正の手段によつて使用の許可を受けたとき、又はその他所長が少年自然の家の管理運営上不相当と認められたとき。

#### 第18条（略）

（原状回復の義務）

第19条 使用者は、その使用を終わつたときは、使用に係る施設及び附属設備を原状

の規定により使用料を免除することができるときは、次のとおりとする。

(1) 児童生徒（就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）及びその引率者又は児童生徒が主たる構成員となる団体が使用する場合

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの介護人が使用する場合

(3) 沖縄県及び沖縄県教育委員会が主催する研修に使用する場合  
(4) 前各号に定めるもののほか、所長が特に必要と認めた場合

2 前項第4号の規定により使用料の免除を受けようとする者は、あらかじめ使用料免除申請書（第3号様式）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 第15条・第16条（略）

（許可の取消等）

第17条 所長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は少年自然の家の管理上特に必要があるときは、許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 第15条の規定に違反したとき。  
(2) 第16条の規定に違反したとき。

(3) 不正の手段によつて使用の許可を受けたとき、又はその他所長が少年自然の家の管理運営上不相当と認められたとき。

#### 第18条（略）

（原状回復の義務）

第19条 使用者は、その使用を終わつたときは、使用に係る施設及び附属設備を原状

に回復しなければならぬ。第17条の規定による使用の停止又は許可の取消し処分を受けたときも同様とする。

第20条・第21条 (略)

附 則

(施行期日)

1. この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この規則による改正後の沖縄県少年自然の家の管理に関する規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したもものから適用し、施行日前に申請を受理したもものについては、なお従前の例による。

に回復しなければならぬ。第17条の規定による使用の停止又は許可の取消し処分を受けたときも同様とする。

第20条・第21条 (略)

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。